

議案第59号

財産の取得について

上記議案を提出します。

令和6年12月3日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

高田南土地区画整理事業地内の土地を取得するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 取得する財産 | 高田南土地区画整理事業地内の土地
長与町高田郷2047番10 |
| 2 | 取得金額 | 361,168,417円 |
| 3 | 取得の相手方 | 西彼中央土地開発公社
理事長 鈴木 典秀 |
| 4 | 取得の方法 | 随意契約 |

土地売買に関する契約書

金361,168,417円也

売出人 西彼中央土地開発公社理事長 鈴木典秀 (以下「甲」という。) と買受人 長与町長 吉田慎一 (以下「乙」という。) は、下記条項により、土地売買に関する契約を締結する。



記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表第1に掲げる土地 (以下「土地」という。) を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件 (移転することにつき甲が権限を有しないものを除く。) が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記内訳による頭書の金額を甲に支払うものとする。

頭書の金額の内訳

土地代金 金361,168,417円也

別表第2に掲げる物件の移転料及び同表に掲げるその他通常受ける損失の補償金 金 - 円也

(土地の引渡し期限等)

第2条 甲は、令和7年3月31日までに乙に土地を引き渡すものとする。この場合において、土地に前条第1項に規定する権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させ (当該権利が登記されているときは、当該登記を抹消させるものとする。)、かつ、土地に前条第1項に規定する物件が存するときは、あらかじめ当該物件を移転するものとする。

2 土地に前条第1項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は当該権利の消滅 (当該権利の登記の抹消を含む。) に協力するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。



(土地代金の支払)

第4条 甲は、第2条第1項の規定により乙に土地を引き渡し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したとき、又は乙に土地を引き渡し、乙がその支払の必要を認めた場合に、頭書の金額の支払いを乙に請求することができる。

2 乙は、第1項又は前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる行為で乙の同意を得たものについては、この限りではない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。

2 土地に甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲はこの契約の締結後においては当該物件を第三者に譲渡し、又は、当該物件に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定してはならない。ただし、乙の同意を得たときは、この限りではない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項又は第2項の規定に違反したとき、又は土地に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、若しくは土地に同条同項に規定する物件以外の物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、第2条に規定する期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

2 甲が前条第1項又は第2項の規定に違反したことにより、この契約を解除した場合において、甲は、すでに受領した土地代金及び補償金があるときは、その補償金の額に受領の日から返還の日まで、年2.50パーセントの金利を加算して、乙に返還するものとする。

(残留物件の処理)

第7条 第2条に規定する期限後において、土地に第1条第1項に規定する物件が存するときは、乙は甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

第8

甲は

第9

議し

こ

する

仮

(契約に関する紛争の解決)

第8条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(契約外の事項)

第9条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

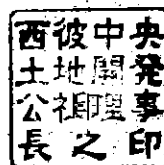
この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

仮契約日 令和 6 年 11 月 1 日

契約日 令和 年 月 日

甲 住 所 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

氏 名 西彼中央土地開発公社
理事長 鈴木典秀



乙 住 所 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

氏 名 長与町長 吉田 慎一



別表第1

土地の表示

長崎県西彼杵郡長与町地内

大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	金額 (円)	摘要
高田	平尾	2047番10	宅地	5519.61	—	361,168,417	—
							—
		計		5519.61		361,168,417	

別表第2

物件その他通常受ける損失補償の表示

長崎県西彼杵郡長与町地内

大字	字	地番	種類	数量	単価	金額 (円)	摘要	
			【 以下 余 白 】					

参考

